

永

昭和二十九年八月二十四日（火）

人口問題審議會第四回總會速記錄

於郵政會館

人口調查報告書

總調查員

人口問題審議會第四回總會議事速記録

昭和二十九年八月二十四日（火）

於 郵 政 会 館

一、開 会 午後一時四十五分

一、議 事

一、閉 会 午後四時十分

出席者 (五十音順)

会 長 下 村 宏

会長代理 永 井 亨

委 員 水 村 忠 二 郎

〃 笹 山 忠 夫 (代)

〃 沢 田 節 藏

〃 沢 沢 敬 三

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	本
												員
村	村	村	宮	松	前	本	藤	福	浜	野	黒	下
山	田	瀬	崎	岡	田	多	田	田	口	村	沢	糸
道	省	直	太	駒	多	親	藤	邦	雄	兼	珣	康
雄	蔵	養	一	吉	門	男	太 郎	三	彦	太 郎	三	鷹

(代)

専門委員

矢野 一郎 (代)

北 岡 亨 逸

古 屋 芳 雄 (代)

館 稔

山 口 正 義 (代)

幹 事 小 山 達 次 郎

館 総

田 中 寛 (代)

振 秀 夫 (代)

その他政府関係者

昭和二十九年八月二十四日（火）

人口問題審議会第四回總會速記録

午後一時四十五分開会

○下村会長　お待たせいたしました。出席予定の方の多数はもうお見えになつておりますが、松岡委員が何か用事でまだ来ておられませんので、今連絡しております。あまり時間が過ぎるようでありますから、これから開会いたします。

最初に決議案の御説明をお願いいたします。

○永井会長代理　第二部会の会長といたしました。本日御手許に差上げました決議案のできますまでの経過を私から申し上げます。

今年の一月二十二日に審議会の總會をお開きいただいたのでありますが、その結果、同じく本年の三月十七日に第一回の第二部会を町村会館で開きました。その席上で、館専門委員から、人口問題研究会の方で調べました経過に基づきまして

館君に起草方を頼んでおいたものでありますから、その腹案をその席上で説明されたのであります。それについて寺尾委員も人口問題の家族計画の方の特別委員でもあられるので、同君からも積極的な説明がありました。そして各委員から家族計画の理念でありますとか、その他について質問応答がございました。それからちようと木村委員が御欠席で、小山幹事から推計人口についての御質問がありました。それについては館君その他から御説明がありました。結局人口白書に関する特別委員会がありますから、その方の委員会で検討しよう。今まではスエーデンであるとか、オーストラリアであるとか、そういう例に基いてやつたものであります。が、そうでなくもつとよりどころのある将来の推計人口を立てるものばんは、後日に審議しようということになりました。なお下村会長からも世帯人口について御希望がありました。これも館君から応答がありました。その他五、六の委員からも御発言があつたのであります。

その場合はそういうことで終りまして、その次は四月二十二日才二回の才二部会

を、町村会館で開きました。そのときは三月十七日の才一回部会の館専門委員の
説明に基きまして、各委員から御質疑に御意見の御発表があつたのであります。
ことに北岡専門委員と館専門委員との間に大分長い論争がありました。主として
推計人口に關することであり、それから妊娠中絶のことにつきまして、私
と古屋専門委員との間に大分質問応答が行われました。同じようなことで松岡委
員と古屋専門委員の間にも回答がありました。それから浜口委員から御意見の陳
述がありまして、北岡委員との間に質問応答がありました。主としてこれは最適
人口に關することでありました。また浜口委員と古屋委員との間にも、大分質問
応答がありました。それから宮崎委員から、家族計画に關する閣議決定の経緯、
審議會を設立するに至つた経過について詳しく説明がありました。私からも、人
口問題研究所と財団法人人口問題研究会とこの審議會との關係について御説明を
申し上げました。

なお

他の委員、ことに安藤委員からは、受胎調節は受胎の制限ではないという意味の

御発表がありました。それについても質問応答が行われました。松岡委員からは家族手当、税制などについての御意見の御発表がありました。なお健康保険については松岡、北岡両委員から御希望の陳述がありました。御婦人の委員からも山高委員から御意見の発表がありました。

七月九日に才三回の才二部会を共済会館で開きました。そのときはすでに人口問題研究会の方で対策委員会というのをつくっておられました。この総会の決議はまだ終っておりませんでした。特別委員会の決議が済んでおりまして、成案ができましたから、それをこの審議会の方に参考案として御配付したのであります。その参考案の説明を館専門委員から詳しく陳述がありました。これに対する質問が繰返されました。宮崎委員からは受胎調節の手段を無償で配付すること、また受胎調節についても御質疑、御意見がありました。福田委員、古屋委員からも御質疑、御意見の発表がありました。結局、起草委員会をつくらうということになりました。私に人選を御一任なさったものでありますから、松岡、寺尾両

委員及び古屋、北岡、西専門委員の四人にお願いいたし、松岡委員が委員長になりまして、それから三回ほどお集りがあつたのであります。

七月十五日に才一回の起草委員会がありまして、そのときに、人口の量的調整に関する決議案というような名前で起草されたのであります。そのときは、松岡、寺尾、古屋、北岡の四委員が御出席で、私と館委員の二人が立会いまして、御一緒に相談に乗つたのであります。

七月二十二日才二回の起草委員会がありまして、同上の人々が出席したのであります。翌二十三日に才三回の起草委員会がありまして、そのときは松岡、北岡、古屋の三人のほか、私と館委員の二人がそれに立会つて御相談に乗つたのであります。

八月四日に、後日議事録を差上げましたように、才四回の才二部会が共済会館で開かれ、そのときはこゝに書いてある方々が御出席になつたのであります。特にその質疑応答の中でも、宮崎委員と矢部委員、斎藤さんから御質疑があり、御

意見がありまして、それに基づいて、その席上で一部を修正いたしましたして、またいろいろごまかい意見が出しましたが、字句の修正については部長である私に一任するというお申合せになりましたから、それに基づきまして、私どもは八月五日、六日の二日間におたりまして、館専門委員のお助けを受けて、私が修正案を作成いたしました。それを八月七日に前の起草委員であられる古屋、北岡両委員にお立会いをお願いして、修正案をつくり上げたのであります。それがお手許に配付してあります。決議案でありまして、今日総会にお乗せする運びになつたのであります。

実は松岡起草委員長からその内容についての御説明をしていただく予定でありましたが、何か急の御用でまだお見えになりません。内容の説明に入る前に決議案の朗読をお願いいたします。

〔決議案朗読〕

人口の量的調整に関する決議案

前　　文

戦前すでに人口過剰に苦しんだわが国は敗戦後、人口の激増を来し、人口と資源の不均衡はますます激化するに至った。これをこのまゝに放任すれば、経済自立の困難はもとより、生活不安を累加し、ひいては社会秩序の混乱、国際平和の脅威となるおそれるしとしない。

こゝにかんがみ、本部会においては、人口の量的調整が現下喫緊の要務であると認め、その方策として、人口政策としての家族計画の普及を促進する方途に關し以下のごとく決議する。人口の量的調整方策については、海外移住を考慮することが必要であるのはいうまでもないが、海外移住は人口の量的調整以外に重要な意義をもつものであつて、別途、第一部会における審議にまつこととする。

また、家族計画の普及を促進する政策をとるに當り、質的考慮を等閑に附してはな

るいが、人口の質的向上方策一般については、別途、本部会において審議することゝする。

主 文

わが国当面の重大な人口問題を解決するためには、人口扶養力の増大を図る政策が必要であることというまでもないのであるが、人口の重圧がかえつて資本の蓄積、産業の合理化を阻害している現状にかんがみれば、この際、政府は人口の増加を抑制する政策を採ることが必要である。

政府は従来行われていた受胎調節運動を単なる母性保護の立場からのみでなく、総合的人口政策の一環としての家族計画の立場から取上げ、出生制限を希望するものに対してはことごとく適正なる手段と便宜とを与え、またこれが普及を困難ならしめて、いる一切の障害と摩擦とを排除する方途を講ずるよう措置することが必要である。

最近大なる流行をみている人工妊娠中絶は手術後の再妊娠率が甚だ高く、従つて調

三
カ
節の目的を達するためには度々これを繰返す必要があり、その結果は母体に対して好ましかつやゝの影響を与えるがゆゑに政府は現下の妊娠中絶の流行をその趨くまゝに放置せず、急ぎ適正なる処置と方策を講ずることが必要である。
およそ家族計画の普及徹底を図るに當つては、これに伴つて起る人口の優生學的質の動向に対して万全の注意を払ふ必要がある。

措 置

以上の決議の趣旨を実現するために政府が採るべき特に主要なる措置を列記すれば、概ね以下のごとくである。

一、総合的人口政策に基く家族計画推進のために政府は責任をもつてこれを担当する
部局を設置するとともに、これを指導組織を確立し民間諸団体の積極的協力を促す
措置を講ずること。

二、家族計画の普及徹底を図るため、優生保護指導員の活動に対する支障を除去し、

その積極的な活動を促すよう措置すること。

三、家族計画を広く国民各層に普及せしめるため、健康保険その他の社会保険等において、受胎調節手段の配布につき、適当な措置を講ずること。

四、家族計画が真にこれが必要とする人々に普及するよう指導上留意し、特に生活困窮者に対しては、受胎調節手段の無償または廉価配付を行い得るよう措置すること。

五、工場、鉱山、その他の事業所の厚生関係機関に積極的に働きかけ家族計画の実行を促進すること。

六、家族手当ならびに租税の扶養家族控除等につき多産を促す結果を招来する嫌あるものはこれを避けるよう措置すること。

七、総合的人工政策に基づく家族計画の推進を誤りなからしめるよう人口の量的及び質的動向に関する調査研究を行いもって行政の資たらしめること。

八、医学教育の課程中に家族計画ならびにその関連知識の供給を行つと、ちに家族計画技術の研究を援助促進すること。

九 人工妊娠中絶の手術をなしたる医師は、患者がこれを繰返すことなきよう受胎調節に關する知識の供与を行ふ義務あることを規定すること。

説明

わが国の人口はすでに八千八百万を超え（第一表） 勞いのおもむくところこれが一億に達するのち遠くない（第二表） 食料その他生活必需品の輸入依存量はますます増加し經濟の自立は至難である。しかも生産耳令人口の増加は特に著しく（第二表）その中新しく取を与えなければならぬものは年々七十万（昭和二十五年より昭和四十一年までの年平均）を超える事情にある。わが国の經濟は果してこれを可能ならしめるごとき見通しにあるであらうか。若し然らずとするならばそこに醸成せらるべき社會不安は、激化する失業の脅威（第三表）とともに、恐るべき社會秩序の混亂の原因とあらぬとは限らない。

本審議會はかくのごとき実情にあるわが国の經濟事情にかんがみ、その打開方策

（第一部会において審議中）に望みを嘱すると、もに、本決議に示すがごとく、多産が家庭生活に及ぼす圧迫を極力緩和し、また将来いよく教化する傾向にある失業の層に備うるため、各家庭が合理的計画的にその子女の数を調整するよう勧奨するとともに、これに必要な知識と方法の十分なる供与を行い、また従来適正な受胎調節の普及を困難ならしめていた諸般の実情を調査し、施策の不備、制度の欠陥を是正し、もって各家庭の実行する家族計画が人口膨脹の抑制に直接寄与するよう措置することを目指すものである。

以上のごとき家族計画の措置を実施に移す場合に考慮すべき若干の問題がある。

その第一は以上のごとき諸方策によつて起るわが国の出生率の急激なる低下は人口の与令構成に悪影響を及ぼすことはいかの問題である。特に老令人口の増加と幼少人口の減少については多くの人々の関心が惹起されている。老令人口の数の増大は死亡率改善の結果であつて、これに対しては社会保障制度その他の対策の完備が必要である。全人口中に占める老令人口の比率の増大は現在のわが国では、六十才

以上の人口は全人口の八%であるが漸次増加して二十六年後にはアメリカ程度（二%）に達し三十五年後にはイギリス程度（一六%）に達する。

次に幼年人口については将来労働力の給源に枯渇を来すおそれなきやの問題であるが、幼年の死亡率の減少、産業合理化、生産能率の増進の趨勢にてらしてその憂はない、更にこゝに附言すべきは出生率は一國の経済の動きに伴つて比較的容易に変動するものである。現にアメリカ、カナダ、オーストラリアにおいては一時相当著明な出生率の低下をみていたのであるが、五年は経済状態の好転による結婚年令の低下によつて再び著しい上昇の方向に転じている。

同じく人口構成の変化に関連して問題となるのは、たとへ今後わが国に強度の出生低下が起るとしても、それはすでに生れてしまつてゐる生産年令人口に關係はなく、従つて冒頭に述べた失業問題の緩和に役立つのは十五年後であるという説である。然しかくのごとき考へ方は失業問題をたゞ失業者自身の問題とするところから来てゐる誤った解釈である。いうまでもなく失業問題は失業者自身の問題であるばかりでなく

失業家庭の問題である。これは失業者を出した家庭が多子を擁してゐる場合の生活苦を考へてみれば容易に肯けよう。

殊に今日のごとき、頭在潛在の失業者数がすでに五百万を超えており（第三表）、しかもこれに加ふるに年々七十万の人口に新しく恥を与えぬばならぬ現状において、各家庭がその生れて来る子供の数を最低限度にとゞめようとするのは極めて自然であり、また人口政策としても要望せられるゆゑである。

第二に従来の受胎調節の普及運動は母性保護を中心とするものであつたが、末梢指導組織は主として保健所、助産婦、看護婦を中心とするものであつたが、この総合的人口政策の立場に立つ家族計画は、より広範な基礎に立ち、社会の文化、経済、教育等と密接につながるものであり、特に家庭生活の設計に立脚してその子女数を調整することを根本とするから、これがための宣伝教育活動を必要とする。従つて指導組織も二の關係を考慮して社会各方面の有識者の協力のもとに行われるよう考察することが必要である。またこの運動に直接携わるものは保健所関係者はもとよりであるが、

市町村公務員、社会事業団体、婦人団体、福祉事務関係者等をも含むものでなければならぬ。なお指導組織が以上のごとく拡大されるとすれば、これがための指導員の養成及び教育を拡充する必要がある。また、総合的人口政策の立場から家族計画を推進するには現在のごとく、或る課内の一部署でこれを行うというようにすることなく、中央官庁内にこれを専管する部署を設置することを必要とする。措置第一号を掲げた理由はこゝにある。

而してその部署は人ロリ量的及び質的動向に常に注意し有効適切な指導を行うことが望ましい。殊に家族計画実践のための最も効果的方法の発見、またこれを普及せしめるための具体的方策が極めて大切である。

例之は、保健所はもとより民間の母子衛生会、母性相談機関においては、母親との相談の機会をとらえ、家族計画の何たるかを教へ、出生制限または出生間隔の延長を希望するものに対しては、これを満足せしめるよう適當なる措置を講ずることなどが必要である。

また、従来は受胎調節の便宜と方法とが、社会一部の階層にのみ浸透し、最もこれを必要とする階層には行渡らぬ実情にあった。この弊を是正するためには重点的指導が必要であり、また必要とあらば制度の改正をも考慮せねばならない。特に措置第二号ないしオ五号を掲げた理由はこゝにある。

オ三に現下のわが国には人工妊娠中絶が大流行を来たしており、最近是不妊手術もいよ／＼流行の波に乗らんとしている。そのこゝに到つた原因は、(一)従来政府の受胎調節の指導が甚だ不徹底であつたために、国民に盛り上る出産調節の意欲が充たされず、その結果として妊娠してしまい、止むなく墮胎に移行するものが大多数であつたこと、(二)この状況に対応して、昭和二十七年優生保護法が改正せられ、人工妊娠中絶の手術は、審査を経ずに極めて簡易に受けられるようになったこと等である。然しながら事こゝに到つた以上、法律改正等によつてこの状況を急激に抑圧することは不可能であるばかりでなく、むしろ危険であるから、今政府がなし得ることは人工妊娠

中絶の弊害、時にこれをたび／＼繰返すことが時として不慮の傷害を起すもそれのあることを知りしめるといふに、受胎調節の方法を教示する必要がある。特に措置才九号を掲げた理由はこゝにある。

優生手術は人工妊娠中絶とは全くその性質を異にする。すなわち、これには手術の弊害はほとんどなく、また一度手術に成功すれば再妊娠のおそれもない。

然しながら、これは手術の性質が種を永久に断つことであるから濫用に陥る弊を戒めるといふに眞に優生学的目的にこれが活用されるよう措置する必要がある。

最後に、従来医学生が受胎調節なりびにこれに關する知識を授けられずして学校を卒業することが許されていることはむしろ誤りといふべきである。なぜならば種々の疾患のために受胎調節を奨めなければならないことが少なくないからである。しかもわが国は優生保護法なるものをもっている。これに關する知識なしにはこの法律に協力することはできない。

国家は速かに従来の教育課程の欠陥を是正するよう措置することが望ましい。

ちなみにアメリカに於ては、今日では宗教的制約を脱している若干の州を除いてはほとんど全州の全医学校が受胎調節及びこれに關する知識を教育課程に取り入れている。特に措置ヲハ号を掲げた理由はこゝにある。

○下村会長　それでは松岡起草委員長にひとつ御説明を願います。

○松岡委員　時間までに出席いたすべきでありましたが、ビルマの賠償使節団の歓迎

の会合があつたものですから、遅刻いたしました。今まで、昼食の会合が続いて、心ならずも遅れまして、はなはだ御迷惑をおかけいたしました。

ただいますでお読みいただきまして、お聞きとり願つたのでありますが、これを特別に御説明申し上げることによつて、時間を空費する感がないでもありませんから、省略させていただきたいと思ひます。

ただ私ども、ここにおいでの方北岡さん並びに寺尾さん、古屋さん、私と四名の者が起草委員に委嘱されまして、幾たびか会合いたしました。関係各方面との連絡もそれ、それいたしました。また人口問題研究会です。御研究になつておられます。相当まとまつたものもありますので、それらを参考といたしました。わづか四名の委員でありますから、きわめて自由にそれぞれ論議をいたしました。大げさに言えば相当議論もあつたのであります。わつともこれには、永井会長代理

並びに専門委員の館さんもオグザヴァーとして御出席になりました。自由に御発言を願ったのであります。大体遠慮なく議論はいたしました。が、最後的には採決を用いるがごときことなく、満場一致をもつて一切が快く皆の賛成を得て、この決議案ができ上ったわけであります。

ただ一つ内容的に御報告申し上げておきたいと思ひますことは、人口政策に無関心であつて、このままに放任しておくならば、国内の経済自立はもとよりのことであるが、社会混乱も誘発するであらうし、ことに戦争を誘発するおそれがあるという北國委員の御議論に對しましては、これに反對があつたというわけではありませんけれども、相当議論が行われました。「戦争を誘発するおそれ」ということに対しては、いろいろ大まかに申し上げれば、その表現が穩やかでないという意味においての議論が行われました。そこで結局ごらんになります通り、意味は同じことではあります。が、「国際平和の脅威となるおそれなしとしない」という表現を用いることになりまして、先に申し上げました通り、起草委員会とし

ては満場一致をもつてこの問題も片付いたわけであります。

ことに前文、主文ということにわけてありますが、前文を付しました意味も、それぞれの立場において、それぞれの考え方においてぜひこれだけのことは明らかにしたいという熱心な御希望がありまして、決議文のうちに前文、主文というような分類をいたしまして、かように起草したわけであります。

なお具体的な措置につきまして、税制の上で、あるいは賃金制度の上で多産を奨励するがごときことのないようにということにつきましても、相当議論がありました。大体においてこれに対して懸念されることは、これが労働条件に悪い影響をもたらすのではなからうかという、それから来るところの組織労働者組合の反撥を買うがごときことはいないかということでありますが、これはむしろ今日の賃金制度というものがあまりに複雑でありまして、家族手当というような形において本来の賃金が——それにはそれの一つの議論とでも言うべきもの、生活賃金ということを考えれば、家族の多い人には家族の多いような賃金を払うという

二
ことも一つの行き方かもしれませんが、家族手当というものが、かえって適正な賃金の制定に悪い影響をもたらしているという面も考えられるので、むしろ今日の家族に対する手当のごときは本給に繰入れらるべきものであつて、その点については労働組合の努力に期待することが十分であるであらう。そして足りない家族手当というようなものを積み重ねて行くような賃金制度というものは、かえってほんとうの意味における労働者の幸福ではないであらうということに結局みんなの意見が一致したわけであります。

そのほかのことにつきましては、あまり多くの議論はございませんでした。ごらん通りの草案をつくったわけでありまして、こまかいことにつきましては、古屋さんお見えになつておられますので、総専門委員から御質問に答えることにいたしました。さきに申し上げたような意味で、はなはだ粗雑ではありますが、これをもつて説明は終りいたします。どうぞ御不審の点はどんどん御質問いただきます。願わくは御賛成いただきますようにお願いいたします。

○下村会長 皆さん、御質問なり御意見なりがありましたら、館君初めその他の方からそれ、それ答弁があると思いますから、どうぞ御発言願います。

○沢田委員 この決議に対して意見もあるのですが、その前に一つ質問を許していただきたいと思います。

前文を見ますと、海外移住の問題が出ておりますが、これは才一邵会における審議にまつこととなっております。しかし才一邵会は海外移住以外の人口収容力の問題を討議しておられまして、私の承知しておる範囲ではまだ結論が出ていないのであります。特に海外移住の問題は、私の出席しました最終の会合で論議をいたしました。人口問題研究所でいろいろな材料や研究の結論が出せるようになっているので、それを見た上で論議して行くようにしたいということで、留保してあったのであります。ですから審議にまつということは、海外移住の問題なんです。これはその問題だけでなしに、国土開発の問題もありますし、ある委員のごときは、農耕地などについても、質の改良によつてずいぶん人口の吸収が

できるというような非常に興味ある御意見も拜聴したのでありますが、一部会の審議というのは、そういうことも含まれるのですか。これを見ると、海外移住の問題だけに与れるのですが、これをもう少し広汎に考へてはいかかということになります。

それから主文につきまして、私どもはよくわからないのですが、ここにあります「総合的人口政策の一環としての家族計画」ということは、どういう内容を持ち、どういう構想をなしておるのか。

最後に、主文の一番終りの「人口の優生学的資質の動向に対しては万全の注意を払う」ということは、この決議に賛成する上においてわれわれはどう理解したらいいか。この三矢についてまずお答えを願いたいと思います。

○松岡委員　私からお答えいたしましたように、総合的人口政策は、沢田さんのお話の中にもありました通り、国土開発も、あるいは産業の振興もそうでありましようし、移民の問題もそうであろうと思います。それの一環としての家族計画を制限す

るための計画、こういうことを意味いたすのであります。起草委員会といたしましては、大体人口の量的もしくは質的の調整ということがオニの委員会の任務である、私もは理解しておりましたので、オ一の方の問題は、言うまでもなくオ一の部会においておやりになることであるので、たまたま移民問題ということ为例にとつて、その他のことをここに書かなかつただけのことであつて、それはどうでもいいという意味では毛頭ありません、オ一部会によつてしかるべく御審議されるのであります。それから、それを待つていふことにすれば、双方とも何か互いに遠慮し合つて、いつまでも審議が進みませんので、まずオニ部会においてはおやうな点を決定いたしましたして、これがオ一部会にも反映いたしまして、オ一部会においても審議がどんどん促進されるように、という効果をねらつたわけであります。

さつき申し上げるときに、これは特別申し上げなくてもおわかりいただけると思いましたから申し上げませんでした。が、移民問題と、すなわちこの人口増加の

趨勢を放任しておくことから来る、国際平和を脅威するおそれがある云々という
矣につきましては、人口問題審議会がこのまま放任しておくことが平和を脅威す
るという矣、こういう矣についての考慮が払われていることが、同時に移民の問
題につきましては、日本の移民の出口を開くためにも必要なりと考えまして、い
ろいろ議論がありましたけれども、こういうような字句を用いておる次才であり
ます。あの部会におきましては、移民の問題を扱わないようにわれわれ理解して
おりまして、それ以上に問題を扱わなかったのであります。なお不満足な矣は館
さんの方から……。

○沢田委員 今の御答弁ではまだはつきりしないのです。前文の方は海外移住の問題
だと思えますから、これはけつこうだと思えますが、多少意見になるかもしれま
せんけれども、海外移住の問題も含んだ人口収容力の問題はこうというふうに書
かれたらいいんじゃないかと思うから私は言うのであります。

総合的人口政策の一環としての家族計画というのはどういふ構想かと承ったの

に對して、どうもはつきりわからないのですが、これは一家族何人にするのが理想的であるとか、そういうことが可能であるという数字的なるものがあつて、そうすれば人口全体がいかになるというような構想が、それを即かしていただきたい。それから、最後の文章は、私にはどうもわかりません。優生学ということをして理解しているかということをお伺いしたい。その御返答をま、だいただいていないのであります。

○館専門委員　ただいまの沢田先生からのお尋ねの点につきまして、起草委員長から大体の御趣旨の御説明がありました。が、敷衍をいたしました。お尋ねの点に十分に参るかどうかわかりませんが、私の了解しております範圍内でお答えをさせていただきます。と存じます。

ただいま御指摘がございました総合的人口政策という点であります。が、総合的人口政策という言葉がこれまであまり慣熟しておらない点もございまして、いろいろの疑義が生ずるおそれもあると存じますが、こゝで考えられております要点

を申し上げますと、総合的人口政策ということの中にいろいろの御意見が出たのであります。その一つは、その内容の上から申しました総合という意味でございまして、たゞいま起草委員長からお答えがありました通りに、人口政策だけを単独で考えて行かないで、ほかのいろいろの政策との関連を考慮して、そのうちでこれを取上げて行くということが一つでございします。それからもう一つの内容的な意味で総合的と申します意味は、人口政策といたしましても、家族計画の普及ということだけを単独で取上げるのではなくなりまして、さらに家族計画の普及に伴って現われて参りますところのいろいろの問題、たとえばこの決議の説明のところ、書かれておりますような、あるいは人口構造が老年化するものについて政策的な考慮でありますとか、あるいはまた資質が悪くなるようなこととか、あつてはいけなからこれに注意を払うというような政策、人口政策の中でもほかの政策部門と関連をして考えて行くということでございます。

それからもう一つ総合的と表現されております内容は、これは人口政策として

の組織の上の問題で、総合ということが特に言われておるのでございます。これは説明文のところにその一端が書かれておるのでございますが、現在の母性保護という見地からの受胎調節の普及政策におきましては、組織機関として活動しておりますものが、保健所系統あるいは優生保護相談所系統を中心とする系統組織になっておるのでございますが、さらにこれを総合的に広げるという意味から、あちやる機関を通じましてこれを普及して行く、こういう意味からの組織上の総合ということが考えられておるのでございます。

それからもう一つ御指摘がありましたように、人口政策の目標をどういうところに置くかという問題でございます。この点に関連いたしましたしては、有一部分の方の御審議との関連もございしますので、特にこの案におきましては日本の適当な人口の目標をどれくらいにするとか、そういう具体的なことをこの決議案に述べることを差控えておるのでございます。従いまして、その点から目標を明確に数字をもつて示すということとはしておらないのでございます。たゞこの案の立脚い

たしておりますところの根本は、現在の過剰人口の実情をそのまゝに受入れて、これに対する対策を考へるところに重点が置かれてゐるわけでございます。目標人口につきましては、もとより第一部会との関連もございすために、具體的にはこの案には示されておられないということになつておるわけでございます。

それからいま一つの点の、人口の質的を向上に關する点でございますが、これにつきましてもいろいろの御意見が出ておるのでございます。ごく一般的に申しますならば、この案がつております立場は、全体としてにかく人口の量的増加は勸進せられないという立場に立つておるのでございます。従いまして、その点からも質的を向上ということをやゐるがせにしてはならない、むしろ量的を増加を勸進せられないから、よけいに人口の質的向上が望ましいということを一一般論として許しておると考へられるのでございます。この人口の質をよくするということ、申すまでもなくいつの時代でもどんなときでも、人口政策としてはたえ

す考えられなければならぬ問題でございますが、それを特にこゝに記載いたしました理由の一つは、たゞいま申しましたように、量的な増加が歓迎せられないから、質的にこれをよくすることに留意しなければならないという立場と、いま一つは出生率の低下が起つて参ります場合、また家族計画の普及がそのまゝに放任せられます場合におきましては、やゝもすれば十分に子供が養えるような階級に否しろ普及いたしまして、客観的にこれを必要とされるような階級には普及しないという事実が、家族計画が自由に放任された普及状態のもとにおいては、これまでの経験として指摘せられておるのでございます。従いましてもしもそういうような状態において生れて参りました子供の教養が十分に行われないようなことがあつてはいけないので、そういうような普及の状態から現われて参りますところの人口の資質に關するところの社会的な法上の考慮を必要とするというやうな内容が一つ、それからいま一つ出ました御意見の中には、いわゆる優生学的な意味で並淘汰ということが申されているわけでございますが、もちろん優生学

的な逆淘汰ということを十分に論証する材料は現在のところございません。たゞもしもそういうようなことが起つて来るといたしますれば、非常に困るのでございます。従いましてそのような弊害が起らないような注意を家族計画の普及を行うと同時に考えて行く必要があるという点を指摘いたしましたのでございます。

なお現在の優生学の方法では、家族計画の普及については必ずしも反対していません。もしもそういうった生物学的な逆淘汰が起つて来るという事態に注意すべきだということを優生学自体が考えているのだ。こういうふうの御意見も承つたのでございます。これらの点を一応こゝに指摘いたしましたのでございます。しかしながら、たゞいま申しましたような人口の資質の向上に関する具体的な方策をどうするとか、あるいはまた現在の量の变化に対して、どうこれに対応した質の变化が起つて来るかということは、あらためて十分御検討をいたゞく必要がございませうために、これらの資質の向上の一般方策に関しましては別途御審議をいたゞくことにいたしました。この案の中にはたゞその重要性を指摘するにとゞめ、こういう状態でございます。

○三原代理

先ほどのお話にありました前文の国際平和の脅威という問題であります
が、いろいろ御検討の結果であらうと思うのですけれども、これは最初の言葉で
もあるし、非常に重要な問題だろうと思います。私が考えますのに、人口の激増
そのものが直接的に国際平和の脅威となる。こういうふうにはこれとれるように
思うのですが、そういうふうなものではないのじゃないか。かりに日本の人口が
非常に激増したとしても、これがたゞちに国際平和の脅威となるということは、
現在の日本の状態から見て、当分考えられない。そうしてみると、いらぬ誤解を
招く。ことに脅威というような言葉がどういうふうな英文に翻訳されるかわかり
ませんが、——というのは、これは日本国内だけではなしに、おそらく外国にもこ
の決議その他が出るのではないかと考えますので、こゝはもう少し慎重に考えた
らいいのではないかと思うのであります。

そこで、それではどうしたらいいかということを中心に私が考えますのに「社会
的秩序の混乱」これは当然ですが、それにつけ加えて、それをきっかけに国際平

和を乱す要素となるのですから、「生活の不安を果敢し、社会秩序の混乱、ひいては国際平和推進の妨けとなるおそれなしとしない」言禁は非常にやわらかくなるさしはあるかもしれませんが、そういうふうにして「脅威」という言禁はこの際考へ直していただいた方がいゝんじゃないかと思ひます。

○沢田委員 先ほどの私の質問に対しまして、松岡さん、館さんから懇切な御説明がありました。まことにありがとうございました。まだお尋ねしたいことがあります。長くなりますから、大体わかつたことにして、私の意見をひとつ言わしてもらいたいです。

この前文のところは、先ほど申しましたように、移住問題だけではなしに、人口収容力というやうなことが入るやうな文句に直していただきたい。それに海外移住も入るのですけれども、もう少し広い、海外移住も含んだ表現ができるやうな文句をお考へ願つたらどうかと思ひます。

それから、主文の小さい文句ですが、オ一パラグラフに「人口増加を抑制」と

いう言葉が使われております。その趣旨はよくわかるのですが、言葉が非常にネガテイヴな気持ちを出しているような気がするのです。「抑制」の趣旨を現わす「調整」とかなくとかいう言葉に直していただけないかということなのです。

次は実質的な問題で、「受胎調節運動」「家族計画」というものも、どうも私にははつきりつかぬような気がするのですが、しかし大体の構想はわかります。こういう方向へ進んでいくのが一番いいんじゃないかと思うのです。ところがその次の「人工妊娠中絶」ということは、これまで私は申し上げたことがあるかもしれませんが、私自身としては賛成できないのです。しかしいろいろな説明を聞きますと、この文句にもありますが、大なる流行を見ている。去年の合法堕胎が十五万人、非法法の堕胎を加算するとその倍くらいにはなっているというお話を聞いたように記憶するのですが、これは実に驚くべき、悲しむべきことだと思っております。私自身としてはこの妊娠中絶ということは否定する立場をとっておるのであります。この条項はやめていただきたいと思うくらいなのであり

ます。

しかして説明の方を見ますと、優生保護法の適用によつてその形成がどうも育
成されてゐるようでありますが、これは實に由々しきことであると思ひます。こ
の法律の改正はむづかしいところに逃げておられるのですが、こういうものは、
ほんとうに眞剣にとつ組んで、私自身は少くともそのものは否定して、他の方法
によつてこの條項の調整をはかつていたゞきたい。それを考へてみたいと思ふの
でありまして、受胎調節までは、これはいろいろの方法で、ほんとうにその趣旨
をよく徹底さして、われ／＼の希望する結果を得るようにしていたゞきたいと思
うのですが、国民のバイタルキーを見地から考へて、また国民道義の見地から考
へて、わが国の現状から考へましても、どうも私は賛成できぬのであります。
そのことをはつきり申し上げておきたいのです。
しかしとにかく優生保護法がありまして、国の法律としてこれが認められておる
のでありますから、法律を改正するのはむづかしいということでは逃げるのではな
く、何らかの方策を考へていたゞきたいということを、私は希望しておきます。

○村山委員 意見を申し上げたいと存じます。部会でもいろいろ御議論があつたと今起草委員長のお話がありましたが、この措置の六は削除された方がいゝのではないかと、さように考えます。人口調節が今後奨励されることにつきましてはもちろん同意であります。しかしそのこと、不幸にして生れてしまつた子供がいるために生活が苦しいので手当をふやす。あるいは租税拒税力が少いから税金を控除するという問題は、おのずから別であると考えるのであります。オ二に、もし今の日本の租税法なり家族手当が非常に多いものであつて、家族手当なり租税の控除のことを考えて、安心して子供をつくるという程度のものであれば別であります。一般の会社の家族手当のことは私は詳しく知りませんが、少くとも中央地方の公務員の家族手当のごときは、現行法によりまして、その子供の全体の生活費をまかなうということはどうていできない。やはりこれに対して、同じ条件の勤務をいたしてありましても、子供がおる者に対してある程度の手当が出るということは当然のことである。さように考える次第でございます。

いま一つ、私は公務員のことについて主として申しておりますが、日本の現在の家族手当なり、所得税の家族控除について、この案文では非常に注意して書かれておりますけれども、しかしながらそれが多産を奨励するようである。その場合には適当に措置をしなければならぬという答申がこの会から出るということになりますと、今までいろいろな会でもそうでありますけれども、政府ではあまり金のかゝることはおやりに存しないので、そのうちから金のかゝるまいことを選んでおやりになります。ことにこの六は政府の方で大いにもうかるのでありますから非常にとつつきやすいものだと思いますが、もしこれだけが採用になると、この会全体としまして答申がむしろ当初予期しなかつたおもしろくない結果を生むのではないかと、さようにも考えられますので、この案をおつくりになりますした御趣旨は私にもよくわかりますが、しかしながらこの会の政府への答申としましては、私は六はない方がいい、さように考えます。

○下村会長 沢田委員の述べられた意見に対して、委員長なりどなたか調べられた上

で御答弁があればお願いいたします。

○松岡委員 沢田さんの妊娠中絶反対は、もっぱら道義的な観点であると思いますが、まことにどうもつとでもありまして、私も小委員といたしましても、妊娠中絶が決していいことだと思つてゐるわけではないのであります。おそらく御本人としては受胎調節をするためにあちやる苦勞をなさつたにかゝわらず、これ以上生れられては大変だという事態に直面いたしました。窮余の策として妊娠中絶が行われているものと理解せざるを得ないのであります。だから妊娠中絶をすれば簡単であるからというので、何ら受胎調節についての考慮を払わずして、そういうことが行われていることは私は考へられないのでありまして、むしろ今日の實際から見ると、必ずしもでたらめな生活をしてゐる人たちの間において無反省に妊娠の中絶が流行してゐるというのではないという見方を私もがしてゐるのであります。余儀なく、ある意味における必要な悪という意味で行われてゐる、必要な悪ということでは、必ずしもこの問題のみではないと思ひます。

これが法的に厳格に禁止されましたらば、一体どういふ結果が起るであらうか。今日の状態におさましては、受胎調節についての知識が今なお普及せず、これがための指導的な措置も十分親切に手が届いていない、こういう実情にみまされて、いわゆる必要な悪としてこれを認める、人口の過剰ということから来る大いなる脅威、重圧を緩和することのためには、余儀なきことであるという考え方に立ってあるわけを人でありまして、決して無反省に行われておるとは見ていないからであります。ちやうどそれは人口の質的の問題を非常に大切な問題として考えはいたしましたも、とにかく簡単に質的の向上ということについて私どもの小委員会において具体的に規定することができなくて、たゞその重要性を指摘するにとどめたというのと似よつたものがそこにあるのでありまして、さよう御了承願いたいと思います。

○前田委員　たゞいまの妊娠中絶のことではありますが、これは望ましいことではありませぬけれども、私はこの原案で大体やむを得ない、急にかえる、禁じてしまふ

ということはあるに違ひある。そのために起る弊害がございますから、い
わゆる必要の害悪という意味において一応をこれを認める。しかしこゝにありま
す通り、指導によつてこれをだん／＼受胎調節の方へ向けるといふ御趣旨でござ
いますから、この案文には賛成いたしましたのでござります。たゞその書き方の中
に、あまりに物質的の意味だけがあつて、道徳的理由がちつともないと感じる
のであります。十一ページの終りから六行目「今政府がなし得ることは人工妊娠中絶
の弊害、特にこれをたゞ／＼繰返すことが時として不慮の傷害を起す」云々とい
うのがあります。これはみんなテクニカルの物質的な理由でござります。これも
もちろんもつともだと思ひますが、それに加えて沢田さんのような御意見の方も
私は相当あると思ふのです。これは宗教的あるいは道徳的見地から、たゞい小さ
くても一つの命を絶つという事、受胎調節でも、厳格にいへば命の問題が起る
でしょうけれども、大体常識的に母体に宿つたものは一つの生命と考えて、生命
を絶つということは非常に重要なことで、これを重く見る思想はやはり尊重しな

ければいけないと思うのです。ですから指導する場合に政府がなし得ることは、人工妊娠中絶の弊害——特に文字は御研究願つてよろしゅうございますが、「道徳上種々考慮を要するいろいろの問題を含んであるし、また實際においてはこれをたゞく繰返すことによつて不慮の傷害を起すおそれがある」というふうに入れてもいふのぢやないかと思うのです。何かそういうような字句でも入れていただいたら、私どもは沢田委員の御趣旨にごく一部なりとも合うのぢやないかと思ひますが、いかがでございましょう。

○沢田委員 私の申し上げたことを、松岡さんも前田さんも宗教的、道義的の理念から関連するようにおつしやられて、むしろその通りであります。しかし私は宗教的また道徳的な考えばかりでなしに、国民のバイタリテイに非常に影響する問題だと思うのです。それから松岡さんの今の説明で、これは必要を害だからやむを得ぬ、受胎調節の指導その他が非常に不完全でやむを得ぬとおつしやるのですが、その不完全なことを完全にすることをやっていたべきだといふ私は思う。それ

が急務であつて、それをやらすにおいて——やらぬことはないのですが、その方ができないからというて人工妊娠中絶を認めるという立場に私は賛成できないのであります。その上に道義の問題、これは古い歴史のことは別といたしまして、人工中絶をやつた結果、経済的にうまい飯が食えるかどうかしらぬけれども、力がなくなつて来るのです。今、ソ連と米國があるから悩むのじゃなくて、内に大きな悩みを持つてゐる。昨年、かの有名なキンゼイ氏の發表されたものを皆さんごらんになつたと思いますが、あれは米國を不具者にしてゐる、人工避妊をやることゝが樂になることであつた、という結果が起るといふ。これは大きな原因にもなつてゐると思ふのです。そういうことから道義の問題はもう人のことです。國民のバイタリテイを何して、墮胎が百万人もあつて、またこれがふえる徴候にあると、いうようなことは由々しき事件だと私は思ふのです。それを法を改正してやつて行けばいいんだというのは、どうも生ぬるい御意見だと私は思います。それですから、私個人としては、この審議會としては、これを否定する態度をとつていた

ださたのですけれども、しかし皆さんの御意見もありますし、私だけではいかんともできません。私の申し上げる趣旨はひとつ御了承願いたいと思う次第なのであります。

○下村会長 この問題はきわめて重大な問題ですが、この問題に觸れて何か御発言はありませんか。

○藤田委員 私も一番最初の人に意見を申し上げたのでありますけれども、オニ部会において御苦勞願った具体的な事例については、さつき村山委員の指摘されたことに私も賛成であります。総合的に考えてみまして、前文においては、今日の人口過剰の実態について端的に現わしておられる、しかし私はこの前にも発言いたしました、が、オニ部的に考えて行くべきことは、日本の人口収容力を、どういう形で解決するかということであり、それがこの審議会で討議されるのである。そしてそれに付随して、ただいま一から六まであるような問題が出て来るのである。こういう形をとっていただきたい。そうでないとこの問題だけが先に出てしま

つて、かんじんのわれわれが考えている産業振興の問題や人口収容力の問題、こ
ういう問題について觸れない面に具体的な問題だけが出て来るというような感じ
を与えることはどうも私は困るような気がするわけであります。そういう問題の
政策が立って、それと関連して、人口の量的調整という今日の問題を、順次こ
ういう計画でやつて行く、たとえばAからAという計画をやつて行く中で今日の量
的調整をどうするかというふうなことで、受胎調節の問題やその他のことが出て
来る。こういう方向に行けば私らも非常にいいと思ひます。そうではないとこれだ
けが先に出て、他から見ればこれだけで終つてしまうように見えることはよくな
い。こういうぐあいに私は考えるわけであります。六項の点については村山委員
と同じ意見であります。

○永井会長代理　まことにごもつともな御意見であります。その点も十分考慮したの
であります。実は第一部会の収容力の方はなかなか結論が出ませんで、人口問
題研究会の方でも、現に今審議中の問題についてもう一度中間報告を出そうとい

うことになっております。それで経済上社会上の見地からどこに一体対策を求めたらいいかという対策のありどころを今調べておるようなわけで、第一部会の方でも容易に結論が出ないということが一つであります。

もう一つは、今回のこの決議案は、人口調整とは申しますが、その中の受胎調節、つまり家族計画の普及に関することの決議案であるわけであります。この問題はすでに政府の方で母体保護の見地からもうすでにやっておりますので、今までの政府の御方針では物足りない。母体の保護という見地だけでこの家族計画の現状、受胎調節の現状を指導して行ったのでは困る。何とか人口の増加する状態を放っておかないで、その点を考慮しながら、つまり人口政策の立場から受胎調節の現状の指導をしていたきたい。それには自然政府におきましても予算その他の措置を伴うでありましょうし、かたがたこの問題だけ引抜いて早く出したようなわけでありまして、実は収容力の方はどういう結論が出ますか、容易なことではありません。いずれや一部会の方の決議が出ましたならば、その上で人口

の量的調整に關する総合的の政策を、オ一、オニ部会連合で審議し、結論をつけた上で公にしたいと思っております。この決議案を人口の量的調整と書きました。が、実はこの内容は人口の量的調整というよりも、人口政策の一環として、家族計画運動を普及するという決議案であります。どうかその意味で御了解が願いたいと思います。

なお先ほど沢田さんの御質問もありましたから関連して申し上げますが、実は人口問題研究会の委員会でも、すでに移民の問題も取上げて原案ができております。いずれ九月中くらいには何とか結論が出るのではないだろうか。そして早速こちらのオ一部会の方へおまわしする運びになると思います。決して移民の問題を軽く見ておるといふような考えではないのであります。そこでなぜ特に移民のことを書いたかと申しますと、人口の量的調整に關することありますから、移民のことだけを書いたのであります。収容力の問題については、オ一部会の方で当然出されなければならないことだと思っております。さよう御了承願いたいと思ひ

ます。

四八

○下村会長　それでは先ほど前田委員からの御意見が出ておりましたが、その方の意味を加味して多少字句を修正するというようなことで一応この問題のけりをつけたいと思いますか、いかがでございましょうか

○沢田委員　しつこく申し上げるようですが、私は人口妊娠中断のことについては賛成はできませんから、それは御了承を願っておきたいと思ひます。しかるべく御処置願ひたい。

○下村会長　先ほど村山委員から御意見がありました。起草委員の方から御答弁いただきますが。

○北岡専門委員　村山委員からお述べになりました。点については、松岡委員長からお話のございましたように、この向類は小委員会です。いふん議論があつたのであります。結局現在の租税控除とか家族手当というものは沿革的並びに海外の事例から見まして、どうも多産奨励という趣旨が多分にある。これは御存じのようにフランスでもイギリスでもベルギーでも、あの辺で発達したのですが、そうではない国もございますが、やはり出産を奨励しようという趣旨から出ておることは御存じの通りであります。日本におきましてもこれをつくりましたのは、たしか、

昭和十五年でございますが、そのころは必ずしも出産奨励の手当ではありませんでしたけれども政府の標榜したところは、やはり

出産奨励を廢止して来たのです。だからこの案はやはりこの際適當に考える方がいゝんじやないかというのが一つ、それからまた村山委員からもお話が出ましたように、きわめてこれはわずかなものでございます。實際これを削つたから生活が困るとか、これをもらつたから生活が楽になるというのではなくて、これはむしろ政府の方針を明らかにするとこの施策ですから、これはやはり適當に考慮した方がいゝんじやないか。そしてこれを實際にどういうようにするかということについてはいろいろな施策が残されておるのでございまして、これはたゞこの際政府が多産を奨励するものではない。産めよ殖せよ時代の残物はこの際できるだけ削つてほしい。こういう趣旨を現わすだけにすぎないのであります。私は字句の修正はいかようにしていいにしてもけっこうであります。このことは残しておくべきではないかと思ひます。政府は單に口で過剰だから子供を産むなというだけなく、その政府の方針を示す實際上の手段としてはこれが適當ではないか、従つて私はこの字句は残しておいて方がいいのじやないか、こう思うのであります。

○村山委員 今お話がございまして、少くとも所得税の家族控除に關する限りは、

私は今のお話は實際の租税制度の沿革とは違つてゐる、さように考えるのでござ
います。最近の例といひしまして、フランスの課税の方法として、独身者及び
子なき者に課税をいたしてゐるのでございます。こういう税制は明らかに多産奨
励あるいは子供のない者に子供をつくるように奨励した課税の方法である。所得
税の扶養家族控除は、出生の当時から租税力ということが向題になつたのであり
まして、子供をつくることを奨励するという意図は政府の説明の中にもなかつた
ように理解してゐるのでございまして、つまり租税力を考えた社会政策的な家族
控除というものを多産奨励の意味にとつて、国の政策がわかつたからこれをなく
することによつて産児を制限しようという考え方は、産児政策というものが、租
税力を考えた租税政策の中に不当に入つて行くものであると思ひますので、私は
賛成できないのであります。

○松岡委員 あえて議論を好むわけではございません。皆さんの多数の御意見に従う
のでございしますが、税の問題につきましては、扶養控除程度のものは実はたいし
なものではないのでありまして、税法を根本的に改正いたしまして、今日のごと

きわづかな勤勞所得に對しまして、天引の課税が行われている。これを根本的に改正するならば、扶養控除の同趣のごときは、税制の上から見ればとるに足りないものと私も考えたわけでございます。具体的に申し上げればすでに年額二十万円以下、少くとも月額二万円程度の者に所得税を課すべからずということが大體理論的な趨勢を示しております。日本の財政の必要から、余儀なく今日の如き状態にあるものと思ひますけれども、早晚これは解決されなければならないと思ひます。また解決されるであらうという見透しのもとに扶養家族の控除の如きはむしろなるべくやらないということの方が、さつき北岡さんの指摘されました通り、人口の抑制という國の方針を打出すためにプラスになる面と比較いたしました。必要なりと考へたわけでありませう。先ほどその事情を申し上げなかつたので、念のために一言申し上げておきます。

○藤田委員 先ほど永井副会長の説明されました家族計画の案であります。大ページのところの説明書がありまして、家族計画はこの方向で進むということであれば、

私はやはり今日の家族手当もしくは税の控除というものはやはり必要で眼界において行われておるものであり、われわれとして非常に少いと思っております。しかしここではその論議はいたしません。今松岡委員の言われをように、税制の根本的改革ということから、ほんとうに勤労者の生活を救済して行くという建前に進んで来るならば、この問題はさらに遠くを觀望から考えていいと思います。しかしそういう問題は今日のこの決議の中にはどこにも何も一つも出ていない。そういう中で家族計画ということからこの問題が出て、多産の奨励を避けるというように、この問題だけに文章を読むと、考えようによつては多産奨励をやめようじやないかということに一面なるようでありませうけれども、この家族手当並びに租税云々ということから始まっているこの文章ではどうしても私は懸念を感ずるわけであります。そういう点から私は大項を抹消していただきたい、こういう意見であります。

○永井会長代理 私から補足的に申し上げたいことがございます。実は先般大蔵省で

税制を改正します所、やはりここに書いてあることと同様の趣旨から一部改正をしたのであります。そういうわけでございますし、政府もどんどんその方針をとりつゝあるようでありますから、別段担税力からできているという考え方はかりでなく、政策もそういう意味で先般の改正をしたのであります。そういう事情もあるでございます。それから家族手当の方は、民間もだんく税金の方にかえたいというのでありますが、政府がまだ家族手当の支給を行つてゐるからということをよく耳にするのであります。これは政府において率先してこの家族手当をやめる方向に進むべきである。従つてこの案はやはり残しておいて方がいゝんじゃないかと思ひます。

○澤田委員 村山さんの御意見ごもつともだと思ひますが、私はこれは残しておいて方がいいと思ひます。この向題については

税制の向題、給与の

向題ということも、人口調整の見地から再検討していただく、今副会長からもお話がありました。給与を生活給から能率的にかえるというような気運もあると

ころから、これは大いに考えていただきたいと思ひます。従ひまして給与と税制の見地から考へる以外に、人口調整の見地からも考へなければならぬことだと思ひますので、將來の問題として提起しておく意味で、大項のところはこのまま存置しておいていただきたいと思います。

○下村会長 他にこの問題について御意見の方ございませんか。——村山委員の御意見に賛成の方もありまた反対の方もあるので決をとることにいたしましたようか。——これをこのまま残しておくことに御賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○下村会長 多数と認めます。

それから先ほど三原さんからこの決議案のヤーパージの主文の「平和の賛成云云」ということにつづの御意見がありました。これはちやうど決議案の一番初めに出る文句でもありますから、どうかこれについて皆様の御意見をお聞き願ひたいと思ひます。

○北岡専門委員

この問題につきましては先ほど松岡委員からもお話がありましたの

五

で、私は結論だけを申し上げますと、言葉はできるだけやわらかにしたい。それは三原代理からの御発言の御趣旨にもありましたように、言葉はできるだけやわらかにしたいが、しかしこの問題はやはりメンションした方がいいんじゃないか。人口問題の重要な点はここにあるので、われわれはあまりこんなことを言いたくないのですけれども、外国におきまして、戦前におきましてもそうですが、特に戦後におきまして日本の人口問題を取上げておる。特に再軍備問題と関連しまして、日本の人口問題を論ずるときには、このことがピンと来るので、言葉はできるだけやわらかく願いたいのですが、事實はやはり明瞭にしておいた方がいいんじゃないかと思います。

○永井会長代理

この点は当時も考慮したのでありますが、言葉は平和を脅威するところ書いてありますから、いかにも戦のように聞えますし、いかにも西洋人から見れば現にそう思っておるのであります。外国ではむしろ国際平和の脅威になるよう

なおそれがあると思つてゐるのだから、その事をはつきりうたつて、こういう場合にも日本は態度を安んずるにしようと思ひます。もう一ぺん戦事を起すとか、何か事に就いてまた事を構へるとか、そうでなくてもダンピングをやるのではないかというふうな脅威を感じてゐるところもありますから、やはり何か書いておいた方が世界の人々が日本の態度をうとして、国際間の関係も滑らかに行くのではな

いかと思つてゐます。

○下村会長 書き方は強くなぐて、やわらかにしたいというお話がありますが、

○三原代理 先ほども申し上げたのですが、北岡委員の先ほどの御説明、永井

先生の御説明もよくわかります。しかしこれでは人口の増加そのものが国際平和を脅威するというふうに読めるのです。人口の増加ということも一つの要件にはなるだろうけれども、それになにか加わらなければ、現在の日本では脅威を与え得ないと思ひます。また將來も与え得ないと思ひます。ことに脅威という言葉は

あまりに適當を欠くのではないか。その趣旨はよくわかるのですが、私は先ほど考えましたのは、國際平和推進の妨げともなりかねない。こういう意味の言葉にした方がいいんじゃないか、こういうふうに思います。

○下村会長 用語をどう直しますが。

○三原代理 「生活不安を累加し、社会秩序の混乱、ひいては國際平和推進の妨げともなるおそれなしとしない」。

○松岡委員 これは永井会長代理からお話のありました通り、同一のことを繰返すようになりますが、私どもがこれをこういう表現でせよ入れたいと考えました理由には、他国に対して不遠慮のことを言うというよりは、そしてまた日本として必要以上に謙遜な態度という のでもなし、過去の歴史にかえりみましても、人口のあまりに多い国のことを——これにも書いてあります通り、戦前においても日本の人口過剰が大いなる重圧となつておつた事実にかんがみ、これを具体的に説明しますなれば、日本の軍國主義というものに対して、暗黙のうちにこれを肯定

するがごとき傾向を生じたいというようなこと、平和的な商國の拡張というようなことになつて、手取早く日本生存のために手段を選ばないというようなことが暗黙のうちに侵略の戦争ともなつてということをおもは謙虚に反省しなければならぬのではないか。そういう点はむしろ端的に率直に打出す方がかえつて國際的にも新しい日本を認識せしめるために必要なのであつて、こつところには特別の言葉をやわらかにして用いることは、これを扱う上にはむしろ必要でないことだ、かように私どもとしては考えにわけであります。ことに移民の問題などを考えてみますときに、日本の人口がえらい勢いでもつて増加されつゝ、あるということが國際的に問題になつていきますときに、人口の稀薄な場所がたくさんあるのだから、そこに日本の移民がどんく出て行くということは当然なことだと言わぬばかりの考え方をしておるがごとくに考えられりなりましたのでは、あるいは移民問題というようなことにつきましても、かえつて反響を貰うおそれこそあれ、決して歡迎されるものでない。一部では世界はすべての人類に神が与ええんだ、こういう議論をなす人もありますけれども、そういう議論は日本人だ

けの間に通用するのであつて、國際的にはそういう議論は通用しないと考えるのが至当な考え方ではなからうかと私どもは考えにわけであります。従いましてここで脅威となるという言葉を使うことは、相手を脅威することではなくして、われわれみずから反省するところなくしては、脅威となるということを意味するのでありますから、むしろ平和推進の妨げというようなまわりくどい言葉を用いるよりも、國際平和の脅威となるおそれなしとしないという言葉を用いる方が、私どもの謙虚な氣持を世界にうつたえる、外交的などと申上げてはどうかと思ひますけれども、效果がありこそすれ、何ら懸念ある文字でない、かように考えたのであります。ただ戦争を誘発するということと文字を使ひますことはあまりにも刺激が過ぎるかもしれない。だから平和を脅威するという、同じ意味ではあるけれども、そういう言葉を用いたのでありまして、この點ではむしろ日本としてこつという氣に氣づいて、子供を産むことを自制するということのために非常に努力してゐるのだという點が世界に認められなければならぬ、こつ

見解でこういう文字を使つたわけでありまして、できますならばどうか原案通り御賛成願いたいと思います。

○野村委員　どうも三原さんの説に皆さん御反対のようで、一人もバックがないよう
であります。バックがない動議は成立しないのが原則のようでありますが、私は
三原さんの御意見に賛成であります。これでは人口がふえたらだちに平和の脅
威になるというような文句に読めます。そうしますと日本民族は初めから好戦的
な民族で、人口がふえろとすぐ戦争を始めるのだというような前提のもとに書か
れているような感じを与えると思うのであります。今の松岡さんのお話でありま
すと、平和の脅威となるということは、われわれの脅威だとおつしやいましたか、
この文句ではそうは読めないと思います。平和の脅威となるおそれなしとしない
と書いてあるのであります。私としましては、われわれ自身好戦的な人間だとい
う考え方でこういう前文を書かれるということはどうも賛成しがたいと思います。
いかに人間がふえようともわれわれ自身平和を求める民族ならば、どんなにふえ

たつてさしつかえないと思います。但しそれが客觀的に見ますと、それが口裏となつて前文のような事件が起るようになるのでありますが、今日の戦争におきましては、おそらく人宙がふえにから平和の脅威となるといふような結びつきは、今後の戦争にはないと思うのであります。むしろこの場合は国際平和の脅威となるということを書きますために、われわれがいかに戦争ということばかりを考えておるように思われるおそれがあると思うのであります。私としてはむしろ三原さんの説に賛成でありまして、なぜそんなに国際平和の脅威となるという文句を強く入れなければならぬか実はわからないのであります。できればもつと——生活不安を累加し、ひいては社会秩序の混乱、これはおそらく国内のこととをさされるのだと思うのでありますが、混乱を来すおそれがあるというのでよいのではないでしうか。どうして国際平和の脅威となるという文句をそう強く入れなければならぬか、あるいはそれは戦前のことがあるから入れなければならぬと言われるのかもしれませんが、もうわれわれ戦前のことは後悔もし、あ

るいは反省もしてゐるのであります。なお人口問題を科学的に見て行こう、こ
う 見 地 に 立 ち ま す と、そ う い う 政 治 的 考 慮 を 入 れ な い 方 が、も つ と 純 粋 に 面
洋 人 に も 聞 え る の は な い か と 思 う の で あ り ま す

○下村会長 他に御意見の方ございませんか。

○澤田委員 松岡さんのお話よくわかるのであります。西方のお話がよくわかるので
ありますが、ただこの書き方がどういふものであろうか。日本の人口が激増する
と、再び国際的な紛争を起すようになるぞというふうにとられる危険があると思
います。ただ過剰人口、人口の偏在が国際平和を達成するのに障害になるとい
うことはわれわれ主張していいと思いますし、それから海外でもわれわれの主張す
るところを了承する であらうと思います。ですから人口の過剰、偏在がそ
ういふことになるという大きな前提を書いて、しまいのところは、平和の脅威とい
う言葉は、いぶんひどい言葉ですから、そこはもう少し直して、国際親善関係にお
もしろくない影響を及ぼすおそれがあるというような文句で現わされたらどうか

と思ひます。日本の人口過剰の問題を処理しないと國際平和を脅威する。日本から戦争を起すのだ、こつういふように反對論者から解釈されるおそれがあると思ひます。御趣旨の點はよくわかるのでありますが、表現は少し改正を要するよう思ひます。

○下村会長 他に御意見の方ございませんか。どうか遠慮なしにおつしやつて下さい。

○渋澤委員 私、今の野村委員のお説に賛成であります。ただ文章だけのことを申しませんが、放任するという言葉がまずいので、國際平和の脅威という言葉を多少緩和していただくと同時に、こつういふことがあるから現状を放任し得ないといふような表現の方法をとつていただけば、こつらの反省の意味が現われるような気がいたします。

それからもう一つついでに述べておきたいと思ひますのは、すでに決がつておりますから、むしろ逆すことははなはだ申訳ないのでありますが、先ほど村山委員からお話のありました家族手当あるいは祖税の扶養控除、才大の向

題であります。ここにお入れになる趣旨も私はよく了解できたのでありますが、ただ沿革的に見ますと、租税の向題は村山委員のおつしやつた通りだと思います、家族手当の向題も、單純に、人口を増すことを奨励していろいろな会社が家族手当を出したのだとは私には考えられないのであります。これは非常にいやな言い方で恐れ入りますが、本俸が非常に高くなることをむしろ避けて、家族手当でござかしむというのが実情だと思ひます。ですからそういうものがいらないだけの本俸の出るようになる日本の社会を私は望ましく思ひます。しかしそれだからといつてこの人口の向題について、いきなり家族手当と租税の扶養控除をどうするかということがあまり強く出てしまうことは、これまた多少どうであらうかという感じがいたすのであります。また一面先ほど村山委員の言われましたようにこの向題だけが取上げられては、まだ厄介な向題でありまして、現状のままこれだけがなくなつてしまつたら、これまたいへんな向題であります。それから松岡委員の言われるように、本俸が非常に多くなつて、これがいらなくなる状態で

あれば賛成でありますけれども、これも今の経済事情からいつて、すぐに達成できるところと、必ずしも達成できないところがあると思います。そういうことを考えますと、肉類は必ずしも小さな肉類ではないのでありまして、全体の給与肉類に大きく響いて来る肉類であります。その肉類が、人口の多産奨励になつてはたいへんだからというだけで、これがいきなりこういう書き方で現わされることばは正していいかどうかということに疑うだけであります。こういう肉類が書かれることは私賛成でありますし、松岡委員のおつしやるようになることには賛成であります。この文章でいきなり通つてしまうことがいいかどうかということにははなはだ疑問に思っております。

○三原代理 松岡委員の御説明よくわかるのですが、国際平和の脅威というこの言葉の裏には戦争の誘発という意味の臭いがすると思つたのです。それは先ほどの最初のいきさつからでありました。これは外国というものを念頭においての言葉だろつと思ひます。これはむしろ日本の政府に対する決議案であります。国際平

和を促進しようというのが日本の国の方針である。従つて、平和促進の妨げになる。こういう言葉ならば、非常にやわらかいし、またこの決議の趣旨からいつても非常に妥当じやないかと思ひます。

○下村会長 他に御意見ございせんか。——三原さんのお話は字句の修正であります。それから野村委員は、生活不安を累加し、社会秩序の混乱となるおそれなしとしないというのでいいのではないかというのが野村委員の御意見であります。またこれに対して、沢田委員も大体同一の御意見のようであります。沢田委員の修正の御意見であります。文句をどうしますか。——三原さんの修正は、……。

○三原代理 「社会秩序の混乱ひいては国際平和推進の妨げともなるおそれなし」としない。こう書きますと、こちらから平和を推進しようという気持が主観的な内容になると思ひます。国際平和の脅威となるかもしれないという場合には、相手の国が考え方の中に入つてゐるように思ひます。

下村会長 原案のままというのは決をとるにもとりやすいが、これに多少手を加え

るということになつて二色にわかれると不利になるというのはおかしいが……。
 ともかくも決定とすることにいたします。それでは原案のままでもよろしいという方の
 挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○下村会長 少数であります。――次に野村委員の「生活不安を果加し、社会秩序の
 混乱を来すおそれなし」といふ點に御賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○下村会長 多数のようであります……。

○永井会長代理 お話中ですが、こういう問題は賛否によつて多数決をきめるという
 ことにしませんで、とにかく賛否両論があるのですから、それは字句の修正の向
 題ではないかと思ひます。たとえば国際平和を国際親善に直すとか、皆さんの御
 趣旨に沿うように書きかえる。また六項についても、同じように言葉の書き方
 だと存じますので、この字句の修正は松岡さんと私に御一任を願うことにして、

この案に御同意を願えないものでございましょうか。この点私から提案いたします。

○下村会長 松岡君と君だけではもとの原案になつてしまつてしよう。(笑声)

○松岡委員 永井会長代理のお心づかい感謝いたします。私は原案賛成で挙手いたしました。先ほどの修正案の御趣旨は、私どもの考えに趣旨と何もかわつたところはないのです。ただあえて言えば、私はむしろ賛成という言葉を使いたいという好みにしか過ぎない。私はその方が国際的にも効果ありと信じたいということであり、でありますから必ずしもあくまで対立する議論というのではない。ありません。帰趨は明らかなでありますので、心よく修正に従います。決して小教で破れたというような気持ちでおりませんから、……。

○下村会長 今の決は野村さんの御意見で、この部分をとつてしまえというのですが、……。

○松岡委員 この部分をとつてしまつてしまうのですか、それではどうも……。 (笑声)

三原さんの御説の方が多数であつたということではなかつたのですか。

○三原代理 社会秩序の混乱までそれ以下をとつてしまふということですが、私はそれでもけつこうです。こういうわけです。

○松岡委員 それでは私は反対です。

○前田委員 議事規則があるのですから、議事規則に従つて議決に成立しているのはお認めになることがいいんじゃないですか。

○藤田委員 この問題も先ほど大の問題としてきまつたのですが、沢沢さんの御意見も出ましたように、この考え方についてそう根本的に違ふというのではないのですけれども、こういう行き方でこれだけが採用されては困るというのが、村山委員や私どもの方え万なんです。総合的な家旅計画というものと、人口収容力という問題とも関連して出て来る問題でありまして、これだけが採用されて、これだけが決議案としてそとへ出るという場合に、困つた問題が起きなければいいが、起きたときにはわれわれ非常に責任を感じるものでありまして、そういう点からこ

れはやはり永井先生の言われたように、問題をむしろ返すようでありますが、そのところを調整をしてもらいたい。主張されているものと違つたものが出て来た場合には困ると思うのでこの点御考慮願いたいと思います。

○下村会長　ちよつと懇談にいたしたいと思います。

へ速記中　止

○館専門委員　もし何か適当な字句がございましたらここでお示しいただきました方がけつこうだと思います。

○波澤委員　私も実は文句になりますと専門でないのであまりよくわからないのですが、「給与並びに税制の点において多産を奨励する」と云々というふうにしてはどうか。家族手当あるいは扶養家族控除という字句がはつきり出ると、ちよつと向頭を起しやしないかということが考えられるのです。給与並びに税制の点において多産を促す結果を生むことはおもしろくないというふうな趣旨に……。

○下村会長　今の御意見については松岡委員長いかがでございます。

○松岡委員 ようしゆうございます。

○下村会長 他に御異議ございませんか。——館委員いかがでございますか。

○館専門委員 私はけっこうだと思います。

○下村会長 それではそういうことにいたします。

○宮崎委員 私は第六項の向願で、茂澤さんと同じ意見を持つておりましたので、それを言いたかつたのが一つ、それから三原さんの御意見であります。これは私特別委員で前に原案に賛成してしまつておりますので、なるべく黙つておつたのでありますけれども、平和の脅威という御意見は私もちよつと心配になりますから、やはり三原さんの言われをよつた意味に修正をしていただきたい。削る必要はないから、会長が文句を少し直し、きょうでなくてもいいから、御決定になったらどうか、こう思つております。

○館専門委員 作文という点になりますと、別に御意見もございませんでしたから、ただいま三原さんからお示しになられましたのでさしつかえないと私考えており

ます。

○下村会長 どういう文句ですか。(笑聲)

○館専門委員 それではちよつと朗読いたしますと、才一頁の前文の三行目のあと半分
のところでございますが、「生活不安を累加し、社会秩序の混乱」その次に「
ひいて」という文字を持つて参りまして、「ひいて国際平和推進の妨げとなる
おそれなしとしない」こういう文句が三原さんの御提案になつた文句であります。
○下村会長 ただいまので御異議ありませんか。——御異議ないようでありますか
ら、決定いたします。

○澤田委員 沢田委員の言われたように、放任できないということを決議されたらど
うですか。

○下村会長 この奥はもういいじやないですか。(笑聲)——ほかに何か御意見ご
ざいませんか。

○藤田委員 さつき澤田委員が言われた海外移住または人口収容力云々という字句が

前文のあとの方に入るわけですね。

○永井会長代理 それは入れないので。これは人口の量的調整に限られておるのど、
収容力の点には全然触れておらないわけです。

○沢田委員 これは才一邵会でやつておることですから、それを広れに入れておいて
もいらいんじやないですか。

○永井会長代理 これは人口の量的調整に限られた決議案ですから、そこえ収容力云々
のことを書いてはおかしくないですか。

○澤田委員 才一邵会では海外移住や収容力のことも審議するのですから……。

○永井会長代理 人口収容力については、別途才一邵会で云々ということの文句を入
れたいですね。

○澤田委員 そういうことです。

○永井会長代理 それはいいしたことはないでしょう。館さんどうですか。

○館専門委員 作文の点から申しますと、ただいまの御趣旨は別のところで、主文に

入つてゐると思うのですが……。

○永井会長代理　そのことはおまかせいただいて……。

○館専門委員　ただいまの点について一つ承りたいのですが、それはガ一部会でやつてゐるということ強調する意味でしょうか、それとも内容を強調する意味かという点なんであります。内容的には主文の最初に入つておりますが、ガ一部会で審議することに重点があるならば多少原文はかわつて来ると思ひます。そのどちらであるかという点をもう少しはつきり承ると合せたいと思ひます。

○藤田委員　沢田委員の言はれたのは、ガ一部会では非常に多角的な面を審議してゐるのであつて、單に海外移住だけを審議してゐるのではないので、そういう重要な問題も審議してゐるのですから、ここへ書かれても何らさしつかえないじやないですか。

○松岡委員　書くことには別に反対いたしません、それこそは妙な文字で文章をおかしくするだけではないかと考えるだけなんです。そのこと自体には決して反対

いたしません。事實がどうなんですから、ここにそれを書かなければならないというほどの理由はないという気がしましたので書かなかつただけでありまして、たゞ移民政策の向頭は取上げた方が効果的なりと信じて取上げたというだけなんです。

○下村会長 他にありませんか。——一から五にかけて書いてありますことはよろしいと思いますが。

○福田委員 修正意見ではございせんけれども、解釈了解の点でございます。主文一から五にかけて書いてございすことは、一々まことにけつこうでございすが、現場でこういうことが実を結びますためには、現場の局地の集団、たとえば婦人会というようなものが、みずから盛り上げる力をもつて家族計画を組織化して運営して行くということが好ましいことではないかと思ひます。この点は、きようお見えになつてお見えになつておりませんけれども、賀川委員から、かつて最初の総会のときでございしましたが、婦人衛生組合普及の方策を講ずるのがい

いというようなお勧めがございました。実は私の知っておりますある地方で、戸数八十戸の一部落で、婦人会の活動でもつて、村の保健婦の優生保護指導員とは別に、自分たちで産婆を一人やといまして、実族計画を実施して効果を上げているところがございます。私そこを指導しておりますが、それは上からの指導ではなく、下から具体策を盛り上げて行く結果になりました。たいへんぐあいよく行つていると思うのでございます。そういう事柄が実はこの一から五までの表現の裏づけになつてゐるというふうに了解いたしました。上からの指導ばかりでなく下から盛り上げる力を促進するという意味で、先ごろ永井先生の御提唱になりました新生活改善運動、これがこのことの裏づけに非常に有意義であると思つておりますし、そう行かないと本氣にならないと了解しております。

○松岡委員 その通りでございます。

○永井会長代理 それではいい機会でございますから、最後に簡単に申し上げます。

この決議の趣旨を徹底いたしますために、人口問題研究会も同様の決議をして

おりますので、今回新生活指導委員会というものを研究会の内部につくり、四十名ばかりの方に委員を譲っております。この仕事は昨年以來日本細菌やモデルケースとしてやつてもらつたのであります。助産婦を東京都で頼みまして、数十名養成しまして、そのうち日本細菌へ十八名配置しまして、それが各家庭をまわりまして非常に成績を上げております。一年間に出生率が半減いたしました。墮胎が激減しております。そういう例もありますし、最近また東京の方と話を進めております。これは労働組合が働きかけて、そしてこの運動をやらうじやないか、家族計画の運動すなわち受胎調節の運動のかたわら、質的向上の点を考慮いたしました。家庭の道義心を高めようじやないか。性道徳なり家庭道徳を中心にして、社会道徳をもつと高揚させようじやないかという事で、物心両面から新生活運動を起そうということになり、その指導本部を研究会の内部に置くことにいたしました。ただいま申し上げたのは地域団体でありますが、一方地域団体としては、奥うめお君の主宰してゐる主婦連合会も、人口向願研究会の指導のもとに新生活

運動を起すことになつて、もうどんどん準備をいたしております。おそらくこれは
は都市からだんだん農村に及ぶでありましょうし、この新生活運動が効を奏すれ
ば、日本の戦後の再建にも役立つのではないかと思つております。この決議をむ
だにしないように、今福田委員のおつしやつにようなぐあいには、実際の指導の参
謀本部の使命を果たしてやつて行く準備をいたしております。御了承願ひたいと思
います。

それから今前田さんから九ページの八行目の「社会事業団体」とあるあとに「
社会教育団体」という字を入れてもらいたいという御注意がありました。ごもつ
ともでありますからその文字を入れたいと思います。——御異議ございませんけ
れば、その文字を加えることにいたします。

○館専門委員 作文をお引受けいたしましたことに申訳がなかつたのでありますが、
私の手落で、原案四ページに第二号とございますが、この二号の中に、優生保護
指導員という字句がございますが、これは事実こういう名称のものはございませ

るので、受胎調節実地指導員と訂正さしていただきます。これは私が作文をやる
ときにうつかり見落して申訳ないのであります。優生保護指導員というものは
ございませんので、受胎調節実地指導員というふうに御訂正願います。

それからたゞいま沢田先生から御指摘がございました主文の四行目の抑制とい
う文字を調整にかえる点につきまして御意見が伺いたいと存じます。

それからなお整理いたします必要上、前田先生から御指摘がございました人口
妊娠中断に關します道徳的によくないという意味のことを原案の十一ページに入
れることにいたしました。御意見をもう一度伺つておきたいと存じます。

○松岡委員 どうでしょうこの際やはり抑制という言葉はピリッとさすために私はむ
しろ存置していただきたいと思ひます。それは結局同じであつて、アピールする
力は調整という程度言葉では、せつかく人口問題審議会というものを設置され
た趣旨からしても、こういう處だけはやはり少しピリツとした点を残していただ
きたいと思ひます。

○永井会長代理　これはどこまでも抑制という意味を入れていただきたい。せつかく政策を立てても、調整では意味がなくなってしまうと思います。これはぜひ抑制の文字を置いていただきたいと思います。

○下村会長　これについて何か御意見がありますか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

○下村会長　それでは抑制ということに決定いたします。

○藤田委員　これで決議案はきまりましたが、発表のときにはやはりカー部会の任務、役割というよつなことの関連を詳しく説明をしてこれを発表していただきたい。そうではないと何だかこれで終つてしまうような感じを与えますので、そういうあの御配慮を願いたいと思います。

○永井会長代理　大体新聞記者もよく知つておられますが、なお今日はもうおそうごございますから明日でも厚生省の新聞記者団に私でも会いまして、その辺をよく申しておきます。

○下村会長　それではこのきまつたものは厚生大臣の方へ具申することになりますからさよう御了承願います。

暑い折に長時間どうもありがとうございます。これにて終ることになります。

午後四時十分散会